

(答申第33号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、（株）〇〇〇〇〇との意見交換に係る特定個人に関する情報の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報開示請求

(1) 審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成26年8月7日付けで、次のとおり個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

2014年7月24日の朝日新聞で報道された岐阜県内警察署と（株）〇〇〇〇〇との「意見交換」に係る情報

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、対象となる個人情報条例第15条の2に該当すると判断し、開示請求のあった保有個人情報の有無に関する情報は、これを開示することにより、警察が特定の個人に係る情報を収集しているか否かが明らかとなり、警察の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第5号に該当し、かつ、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるため、当該保有個人情報の存否自体を回答できないとの理由を付して個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年8月21日付け備一第692号により審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成26年10月10日付けで、岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 諮問

諮問庁は、条例第24条第1項の規定に基づき、平成26年11月7日付け岐公委（備一）第6号で、本件審査請求に対する裁決について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、審査請求人の個人情報を全面的に開示することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね以





ある。

したがって、本件については、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められることから、条例第14条第5号に該当すると判断したものである。

#### 4 条例第15条の2該当性について

本件開示請求のように、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る個人情報について開示請求が行われた場合は、当該個人情報の存否を答えるだけで、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かという事実が判明し、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等が明らかとなるため、公共の安全や秩序を害する行為を企図する者において、各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの防衛措置を講じられるという弊害が生じ、条例第14条第5号に規定する犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなる。

したがって、本件開示請求に対しては、条例第15条の2を適用し、非開示決定（存否応答拒否）を行ったものである。

#### 5 審査請求人の主張について

##### (1) 「条例第15条の2、第14条第5号の適用は失当である」との主張について

審査請求人は、「犯罪」とは無縁である、「情報が存在する」ことは公知の事実となっている旨主張している。

しかしながら、前記のとおり、本件開示請求に対しては、条例第14条第5号及び同第15条の2の適用が妥当であり、審査請求人の主張は理由がない。

##### (2) その他の主張について

7月24日付け朝日新聞による報道等を踏まえ、岐阜県警察において本件について確認したところ、岐阜県大垣警察署（以下「大垣署」という。）署員が（株）〇〇〇〇〇〇担当者とお話していたことは確認されたが、これは、公共の安全と秩序の維持という責務を果たすうえで、通常行っている警察業務の一環であると判断しており、審査請求人の主張は、本件処分の判断を左右するものとは認められない。

また、（株）〇〇〇〇〇〇作成の議事録は、実施機関が作成したものではない。

#### 6 結論

以上のことから、条例第15条の2の規定に基づいて行った本件処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件処分は適当と考える。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

#### 1 請求対象個人情報について

本件開示請求に係る対象個人情報は、「2014年7月24日の朝日新聞で報道された岐阜県内警察署と（株）〇〇〇〇〇〇との「意見交換」に係る情報」である。

（株）〇〇〇〇〇〇による風力発電施設の建設が計画されていることは公知の事実であり、また、（株）〇〇〇〇〇〇担当者とお話していたことについては、実施機関も認めており、争いがない。

#### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象個人情報の存否を答えるだけで、条例第14条第5号に該当する情報を開示することになるとして、条例第15条の2の規定により、本件対象個人情報の存否を明らかにせず、非開示とする決定を行ったものである。

存否応答拒否を内容とする非開示決定が妥当というためには、仮に対象個人情報が存在する場合であっても当該情報が非開示情報に該当することが必要であることから、まず、対象個人情報が条例第14条第5号の非開示事由に該当するかどうか、次に、条例第15条の2に基づき存否を明らかにせず、非開示とする決定を行ったことが妥当かどうかについて、条例の規定に照らし、以下、順に判断する。

(1) 条例第14条第5号について

ア 条例第14条第5号の趣旨について

条例第14条第5号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示しないことを定めたものである。同号にいう「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、審査の場においては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かを判断するものであることを示すものである。

これは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるためである。

イ 条例第14条第5号該当性について

本件開示請求に係る対象個人情報は、(株)〇〇〇〇〇と大垣署との意見交換に関する情報等であり、仮に存在するとすれば、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る情報であると認められる。

特定の個人が警察の情報収集活動の対象にされているか否かは、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等に関する情報であり、これを開示することにより、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等警察の情報収集活動の実態が明らかとなるおそれがある。

そして、警察の情報収集活動の実態が、情報収集の相手方の知るところとなれば、情報収集活動自体の遂行が困難になるばかりか、情報収集の相手方が、情報収集活動の存在を前提として活動することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなると考えられる。

また、一般に施設建設の動きがあれば、これに賛成する側、反対する側の対立が生じ、関係当事者の対応いかんによっては、その対立が激化し、それに関連して不法行為が発生すれば、場合によっては、加害者にも被害者にもなり得ることが考えられる。

実施機関としては、こうした事態が生じないように、警備や安全対策を行っているところ、特定の個人が情報収集の対象とされているかどうか明らかにされることとなれば、こうした実施機関の対策が有効に機能しなくなり、不測の事態に備えた効果的な警備や安全対策が十分に実施できなくなるなどの支障が生じ、ひいては、犯罪の予

防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

風力発電施設建設の計画が具体的に存在する本件において、警察の情報収集活動の実態が明らかにされた場合、不測の事態に備え、地域の安全確保、秩序維持の観点から実施機関が行う安全対策が有効に機能せず、結果的にこうした不測の事態に発展するおそれがないとは言えず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、実施機関が認めることにつき相当の理由があると考えられる。

よって、実施機関が条例第14条第5号に該当するとした判断は、合理性を持つ判断として許容される限度を超えているとは言えず、妥当である。

## (2) 条例第15条の2について

### ア 条例第15条の2の趣旨について

条例第15条の2は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。」と規定している。

同条の「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る個人情報が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいうものである。

これは、個人情報の存否を明らかにすることによって、条例第14条各号に規定する非開示情報が開示されることと等しい結果をもたらすことにより、同条各号により非開示とすることで保護しようとする利益が損なわれる場合があるため、このような場合には、例外的に、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることとしたものである。

### イ 条例第15条の2該当性について

前記「(1)イ 条例第14条第5号の該当性について」の判断のとおり、当該個人情報の存否を答えることは、審査請求人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かを明らかにする結果を生じさせるものと認められ、本件開示請求に係る対象個人情報については、その存否を答えるだけで条例第14条第5号の非開示情報を開示することとなるため、実施機関が、条例第15条の2の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

一方、審査請求人は、(株)〇〇〇〇〇作成の議事録の存在とその記載内容をもって、実施機関が審査請求人の個人情報を保有していることは明らかであり、存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定が失当である旨主張することから以下検討する。

確かに、(株)〇〇〇〇〇作成の議事録が存在し、当該議事録には審査請求人の個人情報が記載されていることが認められる。

しかし、条例に基づく開示請求の対象となる個人情報とは、「当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己の個人情報」であるから(条例第13条第1項)、(株)

〇〇〇〇〇作成の議事録が存在するからといって、実施機関が公文書に記録されている審査請求人の個人情報保有していることが、明らかであるとは言えない。

したがって、実施機関が、条例第15条の2の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当であると認められる。

### 3 結論

審査請求人のその余の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではなく、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、以下の点について付言する。

大垣署の署員が(株)〇〇〇〇〇の職員と面会し、(株)〇〇〇〇〇によって作成された議事録には、審査請求人に関する個人情報が記載されていることが認められる。

実施機関においては、なぜこのような議事録が作成されるに至ったのか原因を究明することに加え、個人情報の取扱いが適切であったのか実態把握を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じられたい。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成26年11月7日	諮問庁から諮問を受けた。
平成26年12月12日	諮問庁から非開示決定理由説明書を受領した。
平成26年12月18日	審査請求人に非開示決定理由説明書を送付した。
平成27年3月2日	審査請求人から意見書を受領した。
平成27年3月5日	諮問庁に意見書を送付した。
平成27年3月20日 (第59回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年4月9日	審査請求人から補充意見書を受領した。
平成27年4月10日	諮問庁に補充意見書を送付した。
平成27年4月15日 (第61回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年4月23日 (第62回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年5月27日 (第63回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年6月25日 (第64回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年7月27日 (第65回審査会)	諮問事案の審議を行った。

平成27年8月31日 (第66回審査会)	諮問事案の審議を行った。
-------------------------	--------------

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会連合会女性部	
会長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	原山 美知子	岐阜大学工学部准教授	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)